

議案第41号

守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例案

守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例を、次のように制定する。

平成26年 9 月18日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下「事業」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(事業の一般原則)

第2条 事業を行う者（以下「事業者」という。）は、利用者（法第6条の3第2項に規定する児童をいう。以下同じ。）の人権に十分配慮して、その事業を運営しなければならない。

2 事業者は、利用者の保護者に対し、その行う事業の運営の状況について説明するよう努めなければならない。

3 事業者は、その運営について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 事業を行う場所（以下「事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等の利用者の保健衛生及び利用者に対する危害の防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(設備及び運営の水準の向上)

第3条 事業者は、その設備及び運営の水準を向上させるよう努めなければならない。

2 守口市教育委員会（以下「委員会」という。）は、その監督に属する事業者に対し、その設備及び運営の水準を向上させるために必要な指導及び助言をすることができる。

(事業所の設置の基準)

第4条 事業所の設置に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けること。

(2) 支援の提供に必要な設備、備品等を備えること。

- (3) 専用区画の面積は、利用者1人につきおおむね1.65平方メートル以上とすること。
- (4) 専用区画及び第2号の設備、備品等は、事業所を開所している時間帯を通じて専ら事業の用に供するものとする。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
(事業所を開所する時間及び日数の基準)

第5条 事業者は、事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上であることを原則として、小学校（事業所の所在地を通学区域に含む守口市立小学校をいう。以下この条において同じ。）の授業の終了の時刻、当該通学区域における児童の保護者の労働時間その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めるものとする。

- (1) 小学校の休業日 1日につき8時間
- (2) 小学校の休業日以外の日 1日につき3時間

2 事業者は、事業所を開所する日数について、1年につき250日以上であることを原則として、小学校の通学区域における児童の保護者の就労日数、小学校の休業日その他の状況を考慮して、当該事業所ごとに定めるものとする。

(非常災害対策)

第6条 事業者は、その事業所に、消火器等の消火用具を置くとともに、非常災害に対する具体的な計画を定め、定期的に消火及び避難の訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第7条 事業者は、利用者の使用する設備、食器、飲用水等の衛生管理を行うほか、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業所において感染症又は食中毒が発生し、及びまん延しないように必要な措置を講じなければならない。

3 事業所には、必要な医薬品等を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(支援の単位)

第8条 利用者の支援は、おおむね40人以下を1の単位として行うものとする。

(支援員の配置等)

第9条 事業者は、その事業所ごとに、放課後児童支援員（以下「支援員」という。）を置かなければならない。

2 支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当

する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上事業に類似する業務に従事した者であって、委員会が適当と認めたもの

3 支援員は、前条の単位ごとに2人以上置かなければならない。ただし、その1人を除き、補助員（支援員が行う支援について当該支援員を補助する者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。

4 支援員及び補助員は、専らその単位の支援の提供に従事しなければならない。ただし、利用者が20人未満の事業所であって、支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（支援員及び補助員の知識及び技能の向上）

第10条 支援員及び補助員は、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の向上に努めなければならない。

2 事業者は、前項に規定する必要な知識及び技能の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。

（差別的取扱いの禁止）

第11条 事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第12条 支援員、補助員その他の職員（以下「職員」という。）は、利用者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 利用者においせつな行為をすること又は利用者をしておいせつな行為をさせること。

(3) 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 利用者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による前3号に掲げる行為の放置その他支援を著しく怠ること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、利用者の心身に有害な影響を与える行為を行うこと。

(運営規程)

第13条 事業者は、その事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所日及び開所時間
- (4) 支援の内容
- (5) 支援の提供に関し利用者の保護者が支払うべき額
- (6) 利用定員
- (7) 通常の実業の実施地域
- (8) 事業の利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 虐待等の防止のための措置に関する事項
- (12) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
(帳簿の整備)

第14条 事業者は、その職員、財産及び収支並びに利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持)

第15条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、その職員であった者が、前項の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第16条 事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(保護者との連絡等)

第17条 事業者は、利用者の保護者と密接な連絡を図り、当該利用者の健康状態等を当該保護者に報告するとともに、支援の内容等

につき当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第18条 事業者は、利用者の支援に当たり、委員会、法第7条第1項に規定する児童福祉施設、利用者の通学する小学校、地域社会等と密接に連携しなければならない。

(事故発生時の対応)

第19条 事業者は、利用者に対する支援の提供に関し事故が発生したときは、直ちに当該利用者の保護者、委員会等に報告するとともに、当該利用者の生命又は身体の安全の確保のために必要な措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第9条第2項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定しているものを含む。）」とする。